

第17号議案

文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

文京区教育センター処務規則（昭和四十一年十月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「等」を削り、同条第四号を削る。

第六条第二項中「（以下「主査」という。）及び統括指導主事又は」を「統括指導主事及び」に改め、同条に次の一項を加える。

3 係及び教育センターに主査を置くことができる。

第七条二項中、「係長及び主査」を「係長、課務担当主査及び主査」に改める。

第八条第二項中「係長」の下に「及び課務担当主査」を加え、「担当事務」を「係の事務又は担任の事務」に、「分掌する」を「処理する」に改め、同条第三項中「教育センターの事務」を「係の事務又は課務担当主査の担任の事務」に、「特定」を「特定」に改める。

第九条を、次のように改める。

第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

学校支援係

- 一 教育センター運営委員会に関すること。
- 二 公印の管守及び文書に関すること。
- 三 予算、決算及び経理に関すること。
- 四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。
- 五 教科書センターに関すること。
- 六 教育資料に関すること。

- 七 調査研究に關すること。
 - 八 教員の研修に關すること。
 - 九 学校支援に關すること。
 - 十 教育支援センターに關すること。
 - 十一 科学教育に關すること。
 - 十二 健康教育に關すること。
 - 十三 地域大学等連携事業に關すること。
 - 十四 庁中取締りに關すること。
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、教育センターに關すること。
- 児童発達支援係
- 一 児童発達支援センターに關すること。
- 総合相談係
- 一 子どもの発達及び教育に係る相談に關すること。
 - 二 児童発達支援センターに關すること。

付 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

文京区教育センター処務規則新旧対照表 (案)

改正案	現在
<p>○文京区教育センター処務規則</p> <p>昭和四十一年十月十二日 文教委規則第八号</p> <p>改正 昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号 昭和五十一年七月一四日文教委規則第一一一号 昭和五十五年四月一五日文教委規則第一一一号 昭和五十六年四月一日文教委規則第七号 昭和五十八年三月二二日文教委規則第一〇号 昭和六一年三月三一日文教委規則第六号 平成元年三月二四日文教委規則第四号 平成九年三月二八日文教委規則第四号 平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号 平成一九年三月八日文教委規則第四号 平成二二年三月三一日文教委規則第九号 平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号 平成二七年三月二四日文教委規則第一八号 平成二九年三月二二日文教委規則第四号</p> <p>平成三十一年三月 日 文教委規則第 号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、文京区教育センター(以下「教育センター」という。)</p>	<p>○文京区教育センター処務規則</p> <p>昭和四十一年十月十二日 文教委規則第八号</p> <p>改正 昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号 昭和五十一年七月一四日文教委規則第一一一号 昭和五十五年四月一五日文教委規則第一一一号 昭和五十六年四月一日文教委規則第七号 昭和五十八年三月二二日文教委規則第一〇号 昭和六一年三月三一日文教委規則第六号 平成元年三月二四日文教委規則第四号 平成九年三月二八日文教委規則第四号 平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号 平成一九年三月八日文教委規則第四号 平成二二年三月三一日文教委規則第九号 平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号 平成二七年三月二四日文教委規則第一八号 平成二九年三月二二日文教委規則第四号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、文京区教育センター(以下「教育センター」という。)</p>

<p>に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第二条 文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員の中から、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。</p> <p>2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。</p> <p>二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 運営委員会に、理事を置くことができる。</p> <p>(参与)</p> <p>第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。</p> <p>(資料提出)</p> <p>第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。</p> <p>(係の設置)</p> <p>第五条 教育センターに次の係を置く。</p>	<p>に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第二条 文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員の中から、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。</p> <p>2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。</p> <p>二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 運営委員会に、理事を置くことができる。</p> <p>(参与)</p> <p>第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。</p> <p>(資料提出)</p> <p>第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。</p> <p>(係等の設置)</p> <p>第五条 教育センターに次の係等を置く。</p>
--	--

<p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p>三 総合相談係</p> <p>(職員)</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p>三 その他の職員</p> <p>2 教育センターに課務担当主査、<u>統括指導主事及び指導主事を置くことができる。</u></p> <p>3 係及び教育センターに<u>主査を置くことができる。</u></p> <p>(資格及び任免)</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長、課務担当主査及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。</p> <p>(職責)</p> <p>第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p>三 総合相談係</p> <p>四 <u>課務担当主査</u></p> <p>(職員)</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p>三 その他の職員</p> <p>2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）<u>及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。</u></p> <p>(資格及び任免)</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。</p> <p>(職責)</p> <p>第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p>
---	---

<p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p>三 総合相談係</p> <p>四 <u>課務担当主査</u></p> <p>(職員)</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p>三 その他の職員</p> <p>2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）<u>及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。</u></p> <p>(資格及び任免)</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。</p> <p>(職責)</p> <p>第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p>三 総合相談係</p> <p>四 <u>課務担当主査</u></p> <p>(職員)</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p>三 その他の職員</p> <p>2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）<u>及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。</u></p> <p>(資格及び任免)</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。</p> <p>(職責)</p> <p>第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p>
---	---

<p>2 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、<u>係の事務又は担任の事務を処理する。</u></p> <p>3 主査は、上司の命を受け、<u>係の事務又は課務担当主査の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。</u></p> <p>4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、<u>学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育センター運営委員会に関すること。 二 公印の管守及び文書に関すること。 三 予算、決算及び経理に関すること。 四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。 五 教科書センターに関すること。 六 教育資料に関すること。 七 調査研究に関すること。 八 教員の研修に関すること。 九 学校支援に関すること。 十 教育支援センターに関すること。 十一 科学教育に関すること。 十二 健康教育に関すること。 十三 地域大学等連携事業に関すること。 	<p>2 係長は、上司の命を受け、<u>担当事務を分掌する。</u></p> <p>3 主査は、上司の命を受け、<u>教育センターの事務のうち特定の事務を処理する。</u></p> <p>4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、<u>学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育センター運営委員会に関すること。 二 公印の管守及び文書に関すること。 三 予算、決算及び経理に関すること。 四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。 五 教科書センターに関すること。 六 教育資料に関すること。 七 調査研究に関すること。 八 教育機器に関すること。 九 幼児教育の支援に関すること。 十 教員の研修に関すること。 十一 教育相談に関すること。 十二 庁中取締りに関すること。 十三 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。
---	--

<p>十四 庁中取締りに関すること。</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。</p> <p>児童発達支援係</p> <p>一 児童発達支援センターに関すること。</p> <p>総合相談係</p> <p>一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。</p> <p>二 児童発達支援センターに関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 科学教育に関すること。</p> <p>二 健康教育に関すること。</p> <p>(所長の決定対象事案)</p> <p>第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。</p> <p>(二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。</p> <p>(三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。</p> <p>(四) 教育センターに関する相互間の常例的連絡調整に関すること。</p> <p>(五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。</p> <p>(六) 教育センターの業務に関する職員の報酬、給与、旅費、公務災</p>	<p>児童発達支援係</p> <p>一 児童発達支援センターに関すること。</p> <p>総合相談係</p> <p>一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。</p> <p>二 児童発達支援センターに関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 科学教育に関すること。</p> <p>二 健康教育に関すること。</p> <p>(所長の決定対象事案)</p> <p>第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。</p> <p>(二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。</p> <p>(三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。</p> <p>(四) 教育センターに関する相互間の常例的連絡調整に関すること。</p> <p>(五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。</p> <p>(六) 教育センターの業務に関する職員の報酬、給与、旅費、公務災</p>
--	--

<p>害補償等の請求及び支給に関すること。</p> <p>(七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。</p> <p>(八) 常例の広報に関すること。</p> <p>(九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。</p> <p>(十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。</p> <p>(事業決定の臨時代行)</p> <p>第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事業を決定することができる。</p> <p>2 前項により決定できる事業は、特に至急に処理しなければならないものに限る。</p> <p>3 第一項及び第二項の規定により、決定を行つた者は、その事業について、所長に報告しなければならない。</p> <p>(研究員等)</p> <p>第十二条 教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。</p> <p>一 研究員</p> <p>二 専門指導員</p> <p>三 講師</p> <p>四 司書</p> <p>五 相談員</p> <p>六 医師</p> <p>七 看護師</p>	<p>害補償等の請求及び支給に関すること。</p> <p>(七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。</p> <p>(八) 常例の広報に関すること。</p> <p>(九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。</p> <p>(十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。</p> <p>(事業決定の臨時代行)</p> <p>第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事業を決定することができる。</p> <p>2 前項により決定できる事業は、特に至急に処理しなければならないものに限る。</p> <p>3 第一項及び第二項の規定により、決定を行つた者は、その事業について、所長に報告しなければならない。</p> <p>(研究員等)</p> <p>第十二条 教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。</p> <p>一 研究員</p> <p>二 専門指導員</p> <p>三 講師</p> <p>四 司書</p> <p>五 相談員</p> <p>六 医師</p> <p>七 看護師</p>
--	--

<p>2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。</p> <p>(報告)</p> <p>第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)</p> <p>この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五八年三月二日文教委規則第一〇号)</p>	<p>2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。</p> <p>(報告)</p> <p>第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)</p> <p>この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五八年三月二日文教委規則第一〇号)</p>	<p>2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。</p> <p>(報告)</p> <p>第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)</p> <p>この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五八年三月二日文教委規則第一〇号)</p>	<p>2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。</p> <p>(報告)</p> <p>第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和四十六年一月一五日文教委規則第六号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)</p> <p>この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)</p> <p>この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和五八年三月二日文教委規則第一〇号)</p>
---	---	---	---

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月三十一日文教委規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月二四日文教委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二九年三月二二日文教委規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月三十一日文教委規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月二四日文教委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二九年三月二二日文教委規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。